

# 青森県報

第三千四百八十四号

平成二十四年  
一月六日  
(金曜日)

## 目次

障害者自立支援法による相談支援事業者の指定	(障害福祉課)	一
保安林の指定解除予定	(林政課)	一
保安林の指定施設要件の変更	(同)	一
証紙売りさばき人の指定	(会計管理課)	二
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(経営支援課)	二
出先機関		
土地改良区の役員の退任	(中南地域 民局)	三
公安委員会		
駐車監視員資格者講習の実施	(交通指導課)	三

## 告 示

### 青森県告示第一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	名 称	合同会社ふれあ は愛プラザあお
相談支援事業を行う事業所	主たる事務所の所在地	八戸市青葉二丁目一六の一七
	名 称	相談支援事業所あおば
	所在地	八戸市青葉二丁目一六の一七
指 定 日	年 月 日	平成二十四・一

### 青森県告示第一号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 解除予定保安林の所在場所  
三沢市大字三沢字浜通八八五の一地先（次の図に示す部分に限る。）
  - 保安林として指定された目的  
飛砂の防備
  - 保安林を解除しよつとする理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 青森県告示第三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施設要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十四年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字狩場沢字堀差一七〇の一から一七〇の五まで、一七二の一、

一七二の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十一年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十四年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

八戸市大字新荒町三三

株式会社グランフオート

二 指定年月日

平成二十四年一月十六日

三 売りさばき場所

八戸市大字新荒町三三

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドリームサンワドー八食店

八戸市大字長苗代字狐田五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社八食サーブスイート

八戸市大字河原木字神才二の二

代表取締役 島守雅義

三 八戸市の意見の概要

1 出入り口 の位置の決定理由（交通管理者及び道路管理者との協議内容も含む）を届け出ること。

2 近隣店舗利用者の道路の横断、特に高齢者の通行に十分配慮すること。

3 夜間の作業については周辺の生活環境に影響を与えないよう十分配慮すること。苦情が寄せられた場合は誠意を持って対応すること。

4 送風機室外機等の付帯設備が騒音・振動規制法、青森県公害防止条例に定める施設に該当する場合は各種届出を行うこと。

5 八戸市景観計画区域（市内全域）内において、市景観条例で定める大規模な建築物等（建築物等の新築・増築、土地の形質の変更）を行おうとするときは、景観計画の行為の制限への適合に配慮し、行為着手三十日前までに景観計画区域

内行為届出書を提出すること。

- 6 屋外広告物を設置しようとする場合には、八戸市屋外広告物条例で定めるところにより、許可を受けること。
- 四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要  
意見書の提出なし
- 五 意見書の縦覧

- 1 場所 青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁
- 2 期間 平成二十四年一月六日から同年二月六日まで

- 3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

### 出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、弘前市和徳土地改良区から、次のとおり役員（退任）の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年一月六日

中南地域県民局長 川 村 昌 廣

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	阿保 峰雄	弘前市大字撫牛子三丁目一の七	平成三・二・七

### 公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第一号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第六条の規定により公示する。

平成二十四年一月六日

青森県公安委員会委員長 加 福 善 貞

#### 一 講習等の期日

##### 1 講習

平成二十四年二月六日及び同月七日午前八時五十分から午後五時三十分まで  
（受付時間 両日とも午前八時三十分から午前八時四十五分まで）

##### 2 修了考査

平成二十四年二月十三日午前九時から午前十時まで  
（受付時間 午前八時三十分から午前八時四十五分まで）

#### 二 講習等の場所

青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県運転免許センター

#### 三 受講定員

三十名程度（申込み先着順で、定員になり次第申込みの受付を終了する。）

#### 四 受講申込方法等

##### 1 申込期間

平成二十四年一月三十日から同年二月三日まで

（受付時間 午前九時から午後四時まで）

##### 2 申込場所（問合せ先）

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部交通部交通指導課指導取締係

電話〇一七 七二三 四二一一 内線五一三三四

##### 3 申込方法

受講申込者本人が、次の書類等を四の二の申込場所に直接持参して申し込むこと。

(一) 駐車監視員資格者講習受講申込書（交通指導課で受領すること。）

- 4 (二) 講習手数料一万九千円(青森県収入証紙で納付すること。)  
その他  
講習受講日及び修了考査の日には、運転免許証等顔写真付きの身分証明書類を提示すること。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭